

(第3号様式)

令和 年 月 日

奄美大島ねこ対策協議会長 殿

住 所

氏 名

印

電話番号

誓 約 書 (飼 養 者)

奄美大島ねこ対策協議会（以下、「協議会」という）の実施する捕獲ネコの譲渡事業に協力し、下記について遵守することを約束します。

記

- 1 譲渡個体を原則、センターに引取りに行きます。
- 2 動物の飼養に関する法令等を遵守し、譲渡される動物を終生にわたり適正に室内飼養します。奄美大島において飼養する場合は、飼い猫の適正な飼養及び管理に関する条例も遵守します。
- 3 過去に保健所に犬猫の引取りを依頼したことはありません。
- 4 譲渡に係る経費（不妊又は去勢手術費（譲渡対象者自ら実施することを希望する場合）・治療費・マイクロチップの装着費・輸送費等）を負担します。（不妊又は去勢手術費（協議会で行う場合）・ウイルス検査費（猫エイズ、猫白血病）除く。）
- 5 原則、譲渡個体にマイクロチップの装着及び不妊又は去勢手術を譲渡後 1 ヶ月以内に行います。
- 6 譲渡個体が、譲渡適性判断をされていないことや協議会で馴化トレーニング等をされていないこと、正確な年齢が不明であること等を理解し、適正な飼養を行う能力を有しています。
- 7 譲渡個体が、あらゆる疾病を持っている可能性があることを認識しています。
- 8 譲渡個体が飼養困難になった際には、65 歳以下の後継人がいます。
- 9 飼養にあたり同居する家族全員、団体又は法人においては職員等の飼育に関わる方の同意が得られています。
- 10 顔写真入り身分証明書を提出します。
- 11 譲渡後の飼養状況の報告を1 ヶ月後に協議会へ行きます。
- 12 協議会の必要な確認に対し、協力します。

同意している同居家族（法人又はその他団体においては職員等の飼育に関わる方）

【例】奄美 太郎（60） 無職

後継人

氏名

年齢

歳